

きりしま

7月号
7月28日発行
No. 257



4年振りの開催
第五十九回
霧島国分夏まつり

霧島市民大集合!!
大いに盛り上がりました!!

健康診断のご案内

福利厚生委員会主催

10月2日月・3日火・4日水・5日木・6日金の5日間実施

今年度の開催日程が10月2日月～6日金に決まりました。ご好評につき、5日間で実施いたします。受診を希望される事業所様は、折込チラシをご覧の上、お早目にお申込みください。

商工会議所会員数(7月1日現在)
総会員数 1,355 事業所
個人企業 596 事業所
法人企業 759 事業所

- ### 主な内容
- ◆第59回 霧島国分夏まつり P2~3
 - ◆第53回 通常議員総会 P4

市の人口と世帯(7月1日現在)
総人口 124,626 人
男 60,479 人
女 64,147 人
世帯数 63,103 戸



霧島商工会議所

発行所／霧島商工会議所 鹿児島県霧島市国分中央三丁目44番36号
TEL (0995) 45-0313 FAX (0995) 45-5662
URL : <http://www.kirishima-cci.or.jp> E-mail : dai@kirishima-cci.or.jp

夏祭り

霧島国分

第五十九回



霧島総おどり
暑さをも吹き飛ばす
熱い踊り連!!

国分市街地において4年振りとなる「第59回 霧島国分夏まつり」が7月15日(土)、16日(日)の2日間で開催されました。
当日は天候にも恵まれ、また、市内各地区より多くの参加をいただき、盛大に開催することができました。





霧島の夏の頂点を目指す 白熱の国分寺御輿競走!!



第53回 通常議員総会

令和5年6月29日(木) ホテル京セラにおいて、役員・議員71名（委任状行使含む）出席のもとに第53回通常議員総会が開催されました。

議案とその結果

第1号議案

- 令和4年度 事業報告及び収支決算書・貸借対照表・財産目録承認について(監査報告)

令和4年事業報告について、事務局から概要説明後、各部長より部会活動の報告が行われ、会計報告・監事より監査報告が行われました。議案は原案どおり可決承認されました。

会計別	前期繰越金	収入	支出	繰入金(支出は△)	収支剰余金
1. 一般会計	33,440,099	100,275,828	67,305,352	4,500,000 △ 19,905,000	51,005,575
2. 中小企業相談所特別会計	2,535,297	67,563,865	71,392,843	5,760,000 △ 1,373,870	3,092,449
3. 国分パークプラザ事業特別会計	15,385,048	105,507,686	112,149,896	0 △ 5,500,000	3,242,838
4. 霧島国分夏まつり特別会計	350,051	290,083	329,849	145,000 0	455,285
5. 新会館特別会計	1,166,574	221,039,120	228,201,932	13,000,000 0	7,003,762
6. 労働保険事務組合会計	0	65,839,757	65,839,757	0 0	0
7. 退職金特別会計	35,835,136	703	0	3,373,870 0	39,209,709
合計	88,712,205	560,517,042	545,219,629	0	104,009,618
	649,229,247				

第2号議案

- 霧島商工会議所定款の一部改正(案)について

商工会議所法に係る法令に定められた内容に対応するための定款の一部改正について原案通り可決承認されました。



あいさつをする鎌田会頭



祝辞を述べる中重市長

来春の新規学卒者の市内就職促進に向けた要請書

かねてより新規学卒者の採用にあたり、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、鹿児島労働局の発表によると、本県における令和5年3月末の新規高等学校卒業者の市内就職の割合は、新型コロナウイルス禍での地元志向により統計を開始した平成元年以降、過去最高の61.0%となりました。しかしながら、コロナ後は再び県外就職の増加に転じ、将来の地域経済への悪影響が懸念されることと見られます。

市内経済の持続的発展と地域活性化を図る上では、人材の確保が不可欠であり、そのためには、市内企業において、来春の新規学卒者の採用枠を確保いただくとともに、企業の魅力を一層高め、その情報を効果的に発信することが必要と考えております。

このため、本市におきましては、高校生や大学生等を対象とした工場等見学会や合同企業説明会の開催など、市内企業の魅力発信に向けた取組を促進することとしております。

つきましては、来春の新規学卒者の市内就職の促進に向け「オール霧島」で取り組んでまいりたいと考えておりますので、貴団体及び会員企業の皆様の御理解と御協力をいただきますよう、次のとおり要請いたします。

- 1 来春の新規学卒者の採用枠の確保並びに求人票の早期提出について
来春の新規学卒者の採用枠を確保するとともに、求人票については早期提出をすること
- 2 市内企業の魅力向上について
働き方改革の推進による雇用環境改善や企業PRなど、企業の魅力向上に積極的に取り組むこと

令和5年6月2日

霧島商工会議所 会頭 鎌田 善政 様

霧島市長 中重 真一

霧島市教育委員会
教育長 池田 浩一

国分公共職業安定所
所長 前野 里美



来春の新規学卒者に係る昨年度並みの採用枠の確保並びに早期の求人票提出について要請を受けました。

6月2日(金)に霧島市長、霧島市教育委員会教育長、国分公共職業安定所所長が来所され、採用枠の確保並びに求人票の早期提出のお願いがありました。



インボイス制度対策セミナー開催



いよいよ10月1日から導入されるインボイス制度対策セミナーを開催しました。登録を行うか否かの判断のチェックポイント、制度開始に向けた登録事業者の準備等について説明がなされました。15名の方々が参加され、終始一貫熱心に聴講されていました。

*** 検定合格おめでとう ***

珠算・暗算検定合格者 (2023年6月25日施行)

1級	久保 慧 真	暗3級	谷川 知世	(国分そろばん教室)
2級	大迫 洋子	暗準3級	大久保 凜音	(始良ニュータウンそろばん教室)
3級	西田 大希	暗7級	津曲 結衣花	(国分そろばん教室)
6級	谷川 知世	暗7級	竹下 愛美	(国分そろばん教室)
6級	川畑 創太郎	暗7級	川東 美緒	(国分そろばん教室)
9級	那須野 景冬			
9級	佐伯 亮多			
10級	山上 六花			

※本人掲載承諾のあった方のみ掲載しています。

女性部活動日記

～令和5年度定期総会～

女性部（会長：家村孝子－株式会社家村測量設計事務所）の定期総会が去る6月12日、ホテル国分荘で開催されました。

当日は、中重市長、山口副市長をはじめ来賓各位の御臨席のもと、会員40名（うち委任状出席13名）が出席し、令和4年度の事業及び決算報告、令和5年度の事業計画案、予算案、役員改選についてなどについて審議しました。

慎重に審議された結果、決算、予算については、いずれも原案どおり可決承認されました。役員改選では、引き続き会長に家村孝子氏を選任、3人の副会長は、山下京子氏（関の露酒造合名会社）が再任、新たに藏元恵子氏（有限会社国分設備工業）、松下恵子氏（松下建設株式会社）を選任しました。常任委員5名には、笹山千枝子氏（国分酒造株式会社）、桑野敬子氏（株式会社九州タブチ）、諏訪園厚子氏（株式会社SWAN）、鎌田律子氏（鎌田建設株式会社）、築川久美子氏（ヘアサロンボニータ）（いずれも再任）、2名の監事には、永田テルヨ氏（有限会社鹿児島丸二陶料）、長山房子氏（エステティック TOMO）（いずれも再任）を選任しました。



定期総会の様子



御来賓の皆さま方



4年ぶりの懇親会は大いに盛り上がりました

～九州商工会議所女性会連合会総会鹿児島大会～

去る年6月14日に九州商工会議所女性会連合会総会鹿児島大会が鹿児島市で開催されました。九州管内各地商工会議所女性会が参加し、当女性部からも18名が参加しました。コロナ禍以降はじめての対面方式での開催地が鹿児島県となり、県内女性会一丸となりお出迎えしました。

総会では、59女性会523名が一堂に会し、九商女性連安東会長がウィズコロナを前提に景気回復が始まった今こそが経済活動を活発化させるタイミングであり、ネット等を介して新しい流通も利用し九州ワンチームで前進していきたいと挨拶されました。その後、議案審議に入り慎重に審議された結果、すべてが原案どおり可決承認されました。

総会後は、落語家 桂 竹丸氏による「笑いの世界を裏から見れば」と題し記念講演会が行われました。小話を交えながら、江戸から伝わる寄席や落語界の身分について講和されました。日本の文化を利用し日常のストレス理性を解消してほしいとお話され、会場は終始笑い声に包まれていました。

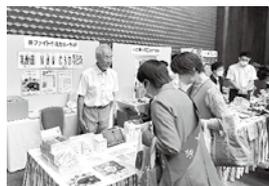
交流懇親会は、趣向を凝らした余興があり、そのなか各地女性会メンバー同士が親睦を深めることもでき盛会裏に終了しました。



各地商工会議所女性会をお迎え



総会の様子



物産展の様子
(株)ファイトケミカル・ラボ



記念講演会
桂 竹丸氏

女性部では、会員相互の親睦交流をはじめ様々な研修会、講演会を企画しながら自己研さんに努めています。ぜひ女性部活動に参加されませんか。

対内研修会実施報告

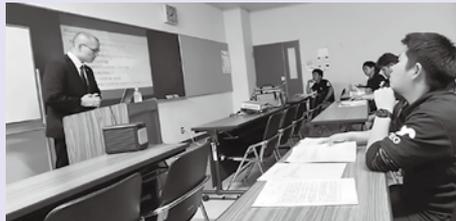
令和5年6月7日(水) 20時より、霧島商工会議所内において対内研修会を実施いたしました。

今回は青年部副会長で弁護士でもある溝延祐樹氏が講師となって「絶対に役立つ！ 経営者のための法律知識 一入門編一」とのタイトルのもと、「テナントをめぐる法律知識」、「売掛金・未収金をめぐる法律知識」、「新規採用をめぐる法律知識」など経営者において遭遇する可能性が高いテーマについて解説がなされました。

研修中、参加者は真剣に講師の話に耳を傾けており、また、研修後にも多くの質問が寄せられたことから、研修内容に対する関心の高さを感じることができました。

また、例年、本事業では青年部員向けに経営に関する研修会を実施しておりますが、今回は初の試みとしてFacebookやInstagramなどのSNSを通じて一般の参加者も募りました。その結果、会外からも5名のご参加をいただくことができました。ご多忙のなか、本事業にご参加いただきました皆様にこの場をお借りして深く感謝を申し上げます。

今回に限らず、青年部においては今後も積極的に霧島市内の事業者に向けた情報を発信していければと考えておりますので、次回の企画時には是非、参加をご検討ください。



鹿児島県商工会議所青年部連合会 ～奄美研修事業～

令和5年7月8日(土) 14時より、奄美市市民交流センターにおいて、「世界自然遺産と奄美の自然」について研修会が行われました。今回は鹿児島県商工会議所青年部連合会の研修事業として参加いたしました。

講師の常田 守氏による奄美大島の自然の魅力や絶滅危惧種の植物や動物などについての講演がありました。自然の生命を保護するために行ってきた対策は長い年月をかけて、取り組んできており、それによって奄美大島の雄大な自然が維持されていることに感銘を受けました。また、奄美大島にしか生息しない、植物や動物も多くあり、初めて知ることが多くありました。

私たちが暮らす、霧島市でも国宝に指定された「霧島神宮」や、国の重要文化財に指定された「鹿児島神宮」があります。私たち青年経済人として、何かできることを考えて、取り組んでいけるようにしたいと思います。



霧島商工会議所青年部

部員求む!

霧島商工会議所青年部では「人づくり・街づくり」を合言葉に様々な活動をしています。
活動を通じて、多くの方々と出会い、
世代を超えて熱い交流をしていきましょう。
さあ、あなたも一緒に「人づくり・街づくり」を目指しましょう!

入部資格

- ★霧島商工会議所の会員企業で40歳までの方。
- ★経営者・後継者および企業の方。
- ★事業所の代表者または後継者以外の方は、勤務先の代表者の推薦も必要です。

霧島商工会議所青年部

TEL:0995-45-0313 FAX:0995-45-5662

ホームページより申込書をダウンロードできます！詳しくはメールまたはお電話にてお問い合わせください。
web: <http://kirishima-yeg.com/> mail: info@kirishima-yeg.com/

ホームページ
QRコード



Refresh!

もっと自分らしい 働き方 休み方

年次有給休暇 を上手に活用し 働き方・休み方を見直しましょう

年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

1) 日数

付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

2) 活用方法

企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定の例(個人別付与方式の場合)

〇〇株式会社と〇〇労働組合とは、標記に関して次のとおり協定する。

- 当社の従業員が有する〇〇〇〇年度の年次有給休暇(以下「年休」という。)のうち5日を超える部分については、6日を限度として計画的に付与するものとする。
なお、その有する年休の日数から5日を差し引いた日数が6日に満たないものについては、その不足する日数の限度で特別有給休暇を与える。
- 年休の計画的付与の期間及びその日数は、次のとおりとする。
前期=4月~9月の間で3日間 後期=10月~翌年3月の間で3日間
- 各個人別の年休付与計画表は、各期の期間が始まる2週間前までに会社が作成し、従業員に周知する。
- 各従業員は、年休付与計画の希望表を、所定の様式により、各期の計画付与が始まる1か月前までに、所属課長に提出しなければならない。
- 各課長は、前項の希望表に基づき、各従業員の休暇日を調整し、決定する。
- 業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は組合と協議の上、前項に基づき定められた指定日を変更するものとする。

〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇

〇〇労働組合 執行委員長 〇〇〇

「一斉付与方式」「交替制付与方式」に関する労使協定の例は『年次有給休暇取得促進特設サイト』をご確認ください ▶



年休取得促進
特設サイト

年5日の年次有給休暇を確実に取得しましょう。

全ての企業において、年10日以上年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが必要です。

労使協定によって時間単位の年次有給休暇の活用もできます。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

※分単位など時間未満の単位での取得は認められません。また、時間単位の年次有給休暇の取得分については、確実な取得が必要な5日間から差し引くことはできません。